平成２７年（フ）第５１号
茨城県鹿嶋市大字宮中2047番地30
債務者　山本　美恵
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第１２号
栃木県真岡市さくら４丁目５番地16セレジェイラ205号
債務者　加藤　千穂
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２７年（フ）第７６号
群馬県桐生市堤町２丁目４番15号
債務者　西澤　正幸
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第５６３号
千葉県市川市末広２丁目４番26号（トワエハイツ203号）
債務者　三上　和子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５９２号
千葉県船橋市前貝塚町493番地　ジュネス弐番館104号
債務者　駒ケ峯恵子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６２７号
千葉県市川市広尾１丁目５番５－401号（市川広尾ハイツ）
債務者　谷尾　正江
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６６９号
千葉県船橋市本郷町546番地　シティハイムファースト101号
債務者　金子　和浩
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６７６号
千葉市稲毛区作草部１丁目23番４棟302号
債務者　赤坂　美晴
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６８３号
千葉県浦安市東野２丁目10番13号　ローズガーデンハウスＢ棟
債務者　加藤　哲治
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７３０号
千葉県浦安市猫実４丁目17番20号　ハイネスジュン（203）
債務者　組田　真実（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１９２号
石川県白山市徳丸町98番地１　ポピーガーデン103号室
債務者　平井祐大朗
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１９１号
山梨県甲斐市西八幡3412番地　金丸住宅Ａ－１、前住所山梨県甲斐市大垈673番地５
債務者　山田　幸次
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９５号
山梨県南アルプス市小笠原209番地４
債務者　窪田　哲章
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９６号
山梨県南アルプス市小笠原209番地４
債務者　窪田由紀子
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５９号
長野県松本市大字松原74番地２　寿ハイム204
債務者　藤崎　　剛
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第５０号
長野県諏訪市大字中洲3520番地１　岩波アパートＡ
債務者　今澤　真澄
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第７８９号
名古屋市中川区明徳町１丁目10番地の２　ドミールサンライズ301号
債務者　西川　　淳
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部